

令和5年10月10日

令和5年度第7回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年10月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和5年10月10日（火曜日） 午後1時38分

4. 議案

- 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第33号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第35号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第25号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	3番 一戸 昭憲	4番 大柳 建秀
5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志	7番 窪寺 洋志
8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一	10番 堤 武久
12番 長野 英雄	13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉
15番 西澤 清光	16番 野口 友子	17番 福士 修身
18番 安田 昌樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

2番 安部 浩一	11番 豊川 明子	19番 山田 正樹
----------	-----------	-----------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 福士 博人	4番 工藤 隆正
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 忠則	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸
17番 三上 紘史	18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	5番 木立 忠徳	12番 斉藤 直美
16番 石村 英康		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	古 田 正 之
主 幹	工 藤 武	主 査	山 内 武 志
主 事	齋 藤 諒	主 事	前 田 泰 仁

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 16 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 15 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願ひいたします。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 7 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。17 番福士修身委員、3 番一戸昭憲委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 32 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件、使用貸借権設定が1件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については、労力不足、贈与及び農地所有適格法人と借り換えのためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大、新規就農、贈与及び農地所有適格法人と借り換えのためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

なお、補足させていただきますと、議案書3ページ、申請番号89番の使用貸借権設定の案件につきましては、同じ内容の案件を4月の月例総会でご審議いただいたところですが、4月時点では、株式会社ネクストアップルが一般法人として使用貸借する内容であったものを、今般、農地所有適格法人として使用貸借するため、再度ご審議いただくものでございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、まず、2ページの所有権移転 申請番号84番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議願います。

では、申請者である●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市野木和地区に住んでおります●●●●と申します。この度、隣の方から高齢になって宅地及び農地を手放したいという事で、私に購入してくれないかと申し出がありました。農地は100坪くらいということでしたので、100坪くらいなら、なんとかなるかしらと思ひまして、夫と相談しまして購入することに決定して申請しました。よろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞き

したいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●さん本日はご苦労様でございます。2点程お尋ねします。

1点目です。今、農地100坪ほど取得するようですが、取得する前どういう農業経営ですか、家庭菜園ですか、そういうのをやっていたのか。これが1点目です。

2点目は、100坪ほど取得して、どのような野菜づくりをやっていくのか、その2点お尋ねします。

○●●●●氏

私、在職中からじゃがいもだとかネギとかを、家の近くの弟の畑を借りて家庭菜園をやっていたんですけども、退職して18年にもなりますけれども、退職した後はかなり色々なものを、アスパラをやったりとか色んなものを作っていたんですが、なにしろ狭いもので、ネギなんかも畝の間があまりにも狭くて不自由な感じだったんです。

それから、作りたくても作れないものがあったり。そちらの農地を買えば、かなり畝間も多くして作業能力もいいでしょうし、収穫量も期待できるかな。実際、家庭菜園やっても種イモの倍くらいしかとれない有様ですけれども、弟も農業やっておりますし、弟から色々聞きながらやっていけるということで、なんとかやれるかなと思っております。

これからは、じゃがいもとネギだけではなく、トウモロコシとかそういうものも作りたい。孫も出来ましたし、孫に食べさせるために、たくさん作りたいと思っているんですけど、カラスに食われたり、いろんなことしているのでも、上手にやれるかわかりませんが、たまたま甥っ子も農業の専門学校を終わっていて、手伝ってもらえるかなという期待感もありますし、今も耕運機をかけるのも全部甥っ子がやってくれますので、特に私は力仕事をしていないですけども、種類はもう少し増やすことができるかなという期待感です。

よそさまに売ったりとかそういうことは私はとてもできませんので、良くできれば親類縁者に配るとかそういう事はするかもしれませんが、だいたい自家消費で考えております。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。楽しんでやっていただければと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ありませんか。

はい、野口委員。

○16 番（野口友子委員）

16 番野口です。今、●●さんの年齢を見て、ご高齢なので万が一これから農業をやっていくのに体力的に衰えた場合の農地の管理は甥っ子さんに全部やってもらうという考えをお持ちなんですね。それで、農地を管理していくということですね。

○●●●●氏

はい、そうです。

○16 番（野口友子委員）

はい、わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

ないようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、3 ページの所有権移転 申請番号 87 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（三上紘史推進委員 退席）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
三上紘史推進委員を入場させてください。

(三上紘史推進委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、3ページの使用貸借権設定 申請番号89番の審議を行うにあたり、成田貴吉委員が議事
参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(成田貴吉委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)
89番の案件で一番最初に説明があったんですけど、もうちょっとかみ砕いてわかるように説明
してもらえればと思います。お願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
はい、事務局。

○事務局
申請番号89番の内容についてということですが、こちら4月の時にも同じ内容で議案として出
させていただいておりました。議案の内容としてはその時とは変わりはないということになりま
す。

ただ、4月の時は農地所有適格法人としてではなく、一般法人として使用貸借をするという内容
の案件となっております。

今回、一般法人ではなく農地所有適格法人として使用貸借するというかたちで新たな申請があ

りましたので、改めて議案として出させていただいたということになります。
以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
秋谷委員、よろしいですか。

○1番（秋谷進委員）
農地所有適格法人は、貸す方、借りる方どちらですか。

○事務局
今回は所有ではなく、使用貸借ですので借りるというかたちになります。
本来であれば、農地所有適格法人ですので所有するためということになるんですけども、今回は借りるという内容でございます。
所有していなければ農地所有適格法人ではないということではなく、所有していなくても貸し借りでも要件を満たせば農地所有適格法人になるということになります。借りるかたちではありますが、農地所有適格法人としての内容となります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）
すみません。ネクストアップルが農地所有適格法人になったということですか。

○事務局
今回、農地所有適格法人として借りるというかたちで認められれば、なるということになります。

○1番（秋谷進委員）
認められればなる。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
他に質問・意見ございませんか。
無いようですので、当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

成田貴吉委員を入場させてください。

（成田貴吉委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 33 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした所有権移転に関する農地法第 5 条の許可申請が 1 件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 33 号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 10 番、申請地は 1 筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4～5 ページ

目が法務局の地図、6 ページ目が土地利用計画図、7 ページ目が土地の登記簿となります。

今回の案件、転用面積が 10 ㎡ですけれども、今すでに建っている家を壊して建て替えるにあたりまして、敷地の一部が農地にかかるということで、10 ㎡だけを農地から分筆して転用するという案件となっているため、転用面積が 10 ㎡となっているものです。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公共的施設が連たんする区域にあるため、農地転用が原則許可となる「第 3 種農地」と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 34 号及び第 35 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 1 件、利用権設定が 1 件の合計 2 件であり

ます。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページ、利用権設定の案が 6 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 35 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、当該計画等のおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 22 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が 1 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 23 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 2 件、賃借権設定を目的とした転用届出が 1 件、使用賃借権設定を目的とした転用届出が 2 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 24 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 3 件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第25号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が2件です。

なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○16番（野口友子委員）

9ページの申請番号28 法人の住所について

○4番（工藤隆正推進委員）

新城地区ほ場整備の意向調査について

天田内川の堰工事について

孫内の農地パトロールについて

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他の件数が多い場合は、書面にて提出することを提案

○事務局次長

活動記録簿の提出期限について

○事務局

次回の月例総会は、11月10日（金）午後1時から、場所は「浪岡庁舎2階大会議室」での開催となります。

いつもの浪岡中央公民館ではありませんので、ご注意くださいようお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これをもちまして、令和5年度第7回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。